

答 申 第 291号
令 和 2年 8月 21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和2年8月13日付け岐阜市民市第146号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市住民自治基本条例（平成19年岐阜市条例第11号）の理念に沿った市政運営を進めるため、協働のまちづくりを推進する計画として取りまとめた「岐阜市協働のまちづくり推進計画2018-2022」（以下「計画」という。）においては、重点施策ごとに成果指標を設けている。令和2年度は計画期間の中間地点となることから、計画の進捗状況を把握するため、指標の各項目を質問項目とするアンケート調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所、郵便番号及び日本国籍の有無

3 意見

適当なものと認める。